

教 職 第 7 0 8 号  
令和3年（2021年）6月22日

各教育局長 様

教職員局教職員課働き方改革担当課長  
教 職 員 局 福 利 課 長

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組  
について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、お知らせします。

（サービス制度係）  
（健康管理係）

教 職 第 7 0 8 号  
令和3年（2021年）6月22日

各道立学校長 様

教 育 部 長

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組  
について（通知）

この度、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第60回本部会議（6月18日開催）において、「北海道におけるまん延防止等重点措置」が決定されました。

つきましては、これに伴い、「職員の感染防止・拡大防止対策」を別紙のとおり改訂しましたので、所属職員に周知するとともに、全道においては依然として、厳しい医療提供体制が続いていることから、今後におきましても、新規感染者数を着実に減少させ、医療提供体制の負荷を低減させていくため、全道域において、引き続き、感染リスクを回避する行動と感染防止対策の徹底についてお願いします。

特に「まん延防止等重点措置」の措置区域である札幌市はもとより、経過区域である札幌市を除く石狩管内、小樽市及び旭川市の所属においても、人と人との接触機会を抑えるための取組を一層徹底するよう改めて周知願います。

総務政策局総務課人事係  
教職員局教職員課サービス制度係  
教職員局福利課健康管理係

教 職 第 7 0 8 号  
令和3年（2021年）6月22日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長 今 村 隆 之  
北海道教育庁教職員局福利課長 井 川 智

北海道におけるまん延防止等重点措置を踏まえた感染拡大防止の取組  
について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係  
教職員局福利課健康管理係 〕

# 職員の感染防止・拡大防止対策

## 1 職員の健康管理

- ・ マスク着用・手指消毒・手洗い・咳エチケットの徹底。（重症化リスクの高い方と接する職員は、特に徹底すること。）
- ・ 職員間のビニール等による仕切りの設置。
- ・ 毎朝の体温チェックを行い、発熱など風邪の症状がみられたときはもとより、体調に変化が見られたときは、自宅での療養と症状に応じた適切な対応。
- ・ 職員がPCR検査を受検した際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、自宅待機。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施。
- ・ 職場内における特定の職員間での打合せなどは、短時間。
- ・ 昼食時には、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用。
- ・ 電話、パソコン等については、複数人での共用をできる限り回避。
- ・ 職員が触れることがある物品・機器等について、こまめに消毒を実施。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底。
- ・ 職場内で「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止の工夫。
- ・ 職員は、令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、体調管理を徹底。

## 2 感染リスクを回避する行動

### <措置区域（札幌市）>

- ・ 日中も含めた不要不急の外出や移動を控えること。特に週末の外出を控えること。
- ・ 重症化リスクの高い方※と接する際は、リスク回避行動を徹底すること。  
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊婦後期の方
- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は極力控えること。  
（道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底を行うこと。）
- ・ 20時以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること。
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること。
- ・ できる限り同居していない方との飲食を控えること。飲食店を利用する場合には、食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用すること。（「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）

### <その他の市町村>

- ・ 感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や移動を控えること。
- ・ 重症化リスクの高い方※と接する際は、リスク回避行動を徹底すること。  
※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊婦後期の方
- ・ 札幌市との不要不急の往来は控えること。
- ・ 不要不急の都道府県間の移動、特に「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との往来は極力控えること。  
（道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底を行うこと。）
- ・ 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控えること。
- ・ 食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用すること。（「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）
- ・ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること。
- ・ 特に、経過区域においては、飲食店等に対する営業時間短縮等の要請内容を踏まえ、感染防止対策を一層徹底すること。

【「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」区域・期間】

区 分	区 域	期 間	
緊急事態措置	沖縄県	7月11日まで	
まん延防止等 重点措置	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、福岡県		
	北海道		措置区域 札幌市
			経過区域 江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、 当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
	その他 上記以外の市町村		

### 3 出勤時等の接触機会の低減

- 職員同士の飲食の回避  
措置区域及び経過区域においては、できる限り同居していない方との飲食を控えることを踏まえ、昼食・夕食時等における職員同士の飲食を控えること。
- 20時以降の勤務の抑制  
措置区域においては、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制。  
(\*これらの取組状況を管理職員は適確に把握・徹底。)